

想定質問	回答
経過措置期間の考え方について	<p>「水道施設工事」に係る建設業許可を有していない事業者が、これから手続きを開始しても、業種を変更して発注を開始するまでに十分に必要な手続きができることを前提に期間算定しています。</p>
発注業種が変更されるまでに必要な手続きは何かありますか？	<p>各事業者によって状況が異なりますが、ポイントは大きく分けて下記の4点と考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水道施設工事の建設業許可の有無（お持ちでない場合は新規で申請が必要になります。） ②必要な配置技術者の有無（受注された工事に配置する主任技術者等の確保が必要です。） ③水道施設工事の経営事項審査の申請（入札参加のために必要な完成工事高を確保してください。） ④水道施設工事の業者登録（姫路市発注の公共工事に参入するために申請が必要です。） <p>なお、各種手続きの具体的な内容については所管の行政機関に確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可：特定建設業許可の場合は近畿地方整備局、一般建設業許可の場合は兵庫県 ・経営事項審査：建設業許可と同様 ・業者登録：姫路市契約課
経過措置期間（又は工種変更後）の発注方法について具体的に教えてください。	<p>経過措置期間中はこれまで同様に「<u>管工事</u>」として発注します。 工種変更後の令和10年4月1日以降に公告または通知する案件からは「<u>水道施設工事</u>」として発注します。 詳細な参加要件等については案件ごとに異なるためお答えできません。ご了承ください。</p>
発注業種が変更されると何が変わるのですか？	<p>まず、発注業種が「管工事」から「水道施設工事」に変更となることで、必要な建設業許可が変更になります。これに伴い、受注した工事に配置する配置技術者の資格の種類も変更となります。</p> <p>また、発注業種の変更後は、入札参加資格として、「経営事項審査結果通知書における2年または3年平均完成工事高が一定以上あること（入札案件ごとに金額は異なります）」が求められることとなります。</p> <p>なお、現在も入札参加資格としている「姫路市の実施する鉄管工試験の有資格者」の配置は引き続き入札参加要件となります。</p>
工種が変更される令和10年4月1日までに各種手続きが間に合わなかった場合、救済措置はありますか？	<p>入札参加にあたっての救済措置はありません。 今回の発注業種の変更では、各事業者の皆様が関係機関への必要な手続きのために必要な期間を十分考慮して、経過措置期間を設定しています。</p>